

群馬県災害ボランティア活動助成金設置運営要綱

(目的)

第1条 県内及びその他の地域等で災害が発生した時に、県内市町村社会福祉協議会や県内ボランティア・市民活動団体が災害支援ボランティア活動を実施する際、その初動の活動資金を速やかに助成し、迅速に生活支援活動に資することを目的とする。

(災害の定義及び対象とする災害)

第2条 この要綱における災害とは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十一項に規定する災害をいい、対象とする災害は次のとおりとする。

- (1) 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条 に規定する災害
- (2) 群馬県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた災害

(名称及び設置場所)

第3条 名称を群馬県災害ボランティア活動助成金（以下「助成金」という）とし、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という）内に設置する。

(助成金の構成)

第4条 助成金の構成は、寄付金、繰入金等を積み立て構成する。

(助成金の管理、運営)

第5条 助成金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管するとともに効率的な運用に努める。

(助成金による事業内容)

第6条 第1条の目的を達成するため、県社協は次に掲げる事業を実施する。

- (1) 助成金の払い出し（活動助成）に関する事
- (2) 助成金を積み増しするための事業への協力に関する事
- (3) その他、災害支援・復興支援に関する事

(助成対象事業及び助成金の額)

第7条 助成対象事業は、県内及びその他の地域等で災害が発生した時に、下記に掲げる災害時迅速な生活支援活動とし、会長の承認を得た事業とする。助成金の額は予算の範囲内とし、上限を20万円以内とする。なお、申請にあたっては原則として、同一災害につき一度の申請を限度とする。

- (1) 群馬県内での災害ボランティアセンターの運営等に関わる活動
- (2) 群馬県内及び周辺地域等での被災避難者の生活支援に関わる活動
- (3) 被災地での住民の生活支援に関わる活動
- (4) その他、必要と認められる活動

(団体登録)

第8条 本助成金事業の趣旨に賛同し、助成を受けようとする団体は、群馬県災害ボランティア活動助成金実施要領に基づき、原則として事前に団体登録を行うものとする。

(交付申請)

第9条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第1号）、事業実施予算書（別記様式第2号）を県社協の指示する期日までに会長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合は、審査のうえ交付決定を行い、助成事業者に交付決定通知書（別記様式第3号）を送付し、原則として金融機関を通じて助成金を交付するものとする。

(状況報告)

第11条 助成事業者は、会長から助成事業の遂行状況を求められたときは、速やかにその状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業完了後（助成事業の中止を受けた場合を含む。）3カ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第4号）、事業実施精算報告書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、助成金の額を確定し、助成事業者に助成金確定通知書（別記様式第6号）を送付するものとする。

(助成金の使用制限)

第14条 助成事業者は、交付を受けた助成金を目的以外に使用してはならない。

(関係諸帳票類の整備)

第15条 助成事業者は、助成事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした帳票及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、助成事業者が次に掲げる事項の一に該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき
- (3) 交付決定の内容もしくはこれに付した条件に違反したとき
- (4) 助成事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能もしくは著しく困難であると会長が認めたとき

(助成金の返還)

第17条 助成事業者は、助成金の交付決定が取り消された場合において、すでに助成金が交付されているときは、会長の定める期限内に当該取り消しにかかる助成金を返還しなければならない。

また、実施した支援活動内容が他の助成金等を受けて実施できることとなった場合についても、助成金を返還することとする。

(ぐんまボランティア・市民活動支援センターの役割)

第18条 助成金の適正な管理・運営を、ぐんまボランティア・市民活動支援センターにて行うものとする。

(その他)

第19条 この設置運営要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月11日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。